

空調用アルミフレキ及び鉄フレキの不燃認定について

拝啓時下ますますのご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

現在、上記製品については建築基準法による大臣認定は実施されていないのが実状です。弊社では（財）日本建築総合試験所におきまして発熱性試験を実施し、国土交通大臣へ申請を試みましたが、結果は“平成 12 年建築省告示第 1400 号に定める不燃材料に該当する”という理由から申請不可となりました。下記、建築基準法抜粋をご参考ください。

今後とも、よろしくお願い申し上げます。

敬具

【建築基準法抜粋】

法 2 条 九 号

「不燃材料：建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの 又は国土交通大臣の認定をうけたものをいう。」

ここで「国土交通大臣が定めたもの」とは以下のものを指します。

建築省告示【改正】法 2 条 九 号 関 連 「不燃材料を定める件」

平成 12 年 5 月 30 日 建設省告示第 1400 号の内容

法 2 条 九 号 の 規 定 に 基 づ き 、 不 燃 材 料 を 次 の よう に 定 め る 。

- 1、コンクリート
- 2、れんが
- 3、瓦
- 4、陶磁器質タイル
- 5、石綿スレート
- 6、繊維強化セメント板
- 7、厚さが 3 mm 以上のガラス繊維混入セメント板
- 8、厚さが 5 mm 以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- 9、鉄鋼
- 10、アルミニウム
- 11、金属板
- 12、ガラス
- 13、モルタル
- 14、しっくい
- 15、石
- 16、厚さが 12 mm 以上の石膏ボード（ボード用原紙の厚さ 0.6 mm 以下のものに限る）
- 17、ロックウール
- 18、グラスウール板

従いまして、弊社の空調用アルミフレキ及び鉄フレキは上記 10、アルミニウムと 11、金属板に該当すると判断されました。

以上